

企業の省エネ活動の方向性～省エネ法改正を受けて～

はじめに

政府が「温室効果ガスを2020年までに90年比25%削減する」という高い目標を国際公約として掲げるなど、現在、地球温暖化問題やその対策としての温室効果ガス削減に対する関心が高まっています。そうした中、来年4月から温室効果ガス削減に向け、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、改正省エネ法）が施行されるなど、企業の省エネルギー活動の活性化を促す動きが起きています。

そこで本稿では、改正省エネ法の概要や企業の省エネ活動を促進するための制度や取組み事例等をご紹介します、企業の省エネ活動の方向性や、そのもたらす効果について考察します。

1. 改正省エネ法の概要

改正の背景

省エネ法は石油危機を契機として、1979年にエネルギー使用の合理化推進を目的に制定されました。その後、地球温暖化問題が注目を集めるようになり、温室効果ガス削減に向けた取組みの一環として、エネルギー使用量が大幅に増加している業務部門（オフィス・店舗など）と家庭におけるエネルギー使用の合理化をより一層推進することを目的に、08年5月、省エネ法が改正されました。

工場・事業所に係る改正のポイント

①工場・事業所単位から企業単位へ

従来の省エネ法では規制対象は「工場・事業所単位」であり、一定規模以上の工場・事業所単位でのエネルギー使用の管理が求められていたのに対し、改正省エネ法では「事業者（企業）単位」での規制となり、企業全体（本社、工場、支店など含めて全て）でのエネルギー使用の管

理が求められるようになりました。

②フランチャイズチェーン事業も規制

コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン（＝「特定連鎖化事業者」と言います）も、そのフランチャイズ事業全体でのエネルギー使用の管理が求められます（管理を行なうのはフランチャイズ本部）。

対象となる企業

改正省エネ法の規制対象になるのは、年間のエネルギー使用量が原油換算値で1,500kl以上となる企業およびフランチャイズチェーンです。経済産業省が示している一般的な目安は以下の通りです（表1）。

対象になる企業は、日本全体で約1万社に上ると予測されています。

表1 年間のエネルギー使用量が1,500kl以上となる企業の主な目安

小売店舗	約3万㎡以上
オフィス・事務所	電気使用量が約600万kWh/年以上
ホテル	客室数300～400規模以上
病院	病床数500～600規模以上
コンビニエンスストア	30～40店舗以上
ファーストフード店	25店舗以上

（出所）経済産業省 資源エネルギー庁資料

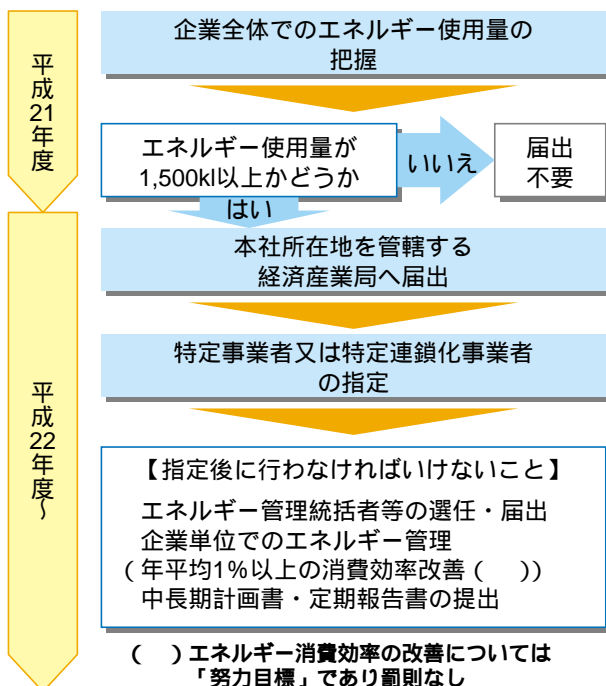
今後の流れ

来年4月の改正省エネ法の施行に先立って、企業は今年4月から「企業全体のエネルギー使用量を把握する」ことが求められています。エネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl以上となる場合は、5月末（来年度は7月末）までに本社所在地域を管轄している経済産業局へ届出を行い「特定（連鎖化）事業者」の指定を受けなければなりません。届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合は、50万円以下の罰金

が課せられます。

来年度以降、「特定(連鎖化)事業者」の指定を受けた企業は、エネルギー管理統括者等の選任・届出や、中長期計画書・定期報告書の提出、そしてエネルギー消費効率(原単位)を年平均1%以上改善していくことが求められます。なお、エネルギー消費効率の改善以外の対応を怠った場合は罰金が課せられます(図1)。

図1 今後の改正省エネ法への対応の流れ



(出所 経済産業省 資源エネルギー庁資料などを基にふくおかフィナンシャルグループ作成)

2. 省エネ活動促進のための各種制度

「エネルギー使用量が年間1,500kl以上」という、改正省エネ法の基準を満たす企業は、日本全体で1万社程度という数字からも分かる通り、一部の大手企業等にとどまります。そのため、多店舗展開を行なっている小売業者や大規模病院など一部を除いて、多くの中小企業には改正省エネ法による直接の影響は及ばないと思われれます。ただし、政府は温室効果ガス削減のためには中小企業による省エネ活動も重要だと考えており、そうした活動を促進するための様々な制度を用意しています。以下、代表的な

制度を紹介します。

省エネ診断サービス

省エネ活動の実施にあたり第一に取り組むことになるのは、自社のエネルギー使用量の把握です。しかし、実際に自社だけで把握するのは困難を伴います。効果的かつ効率的に自社のエネルギー使用量の現状を把握するためには、専門家による診断サービスを活用することが有効です。診断サービスの一例として、財団法人省エネルギーセンターによる「省エネルギー無料診断事業」があります。

省エネルギー無料診断事業とは、原則年間のエネルギー使用量が原油換算で100kl以上～3,000kl未満(100klの目安は年間のエネルギー使用料金が700～800万円程度)の工場・ビル等の事業所を対象に、事業所単位で専門家による省エネ診断を行なうものです。九州内だけでも年間数十件ほど実施されています。診断の結果報告書の中には、具体的な省エネ改善策と、それを実施した場合に期待できる省エネ効果まで提示されています。

省エネルギー無料診断事業に関するホームページ

工場：<http://www.eccj.or.jp/audit/ft3/index.html>

ビル：http://www.eccj.or.jp/audit/buil_serv06/index.html

取組み事例の公開

具体的にどのような省エネ活動に取り組むか検討する際には、他社の取組み事例やノウハウなどを参考にすると良いと思われれます。実際、経済産業省が中小企業経営者1,000人を対象に昨年12月に実施したアンケートによると、中小企業が省エネに取り組むにあたって最も必要としている情報は「省エネルギー実践のためのノウハウ集」でした。

政府はそうしたノウハウ集を様々な形で公開しています(表2)。

表2 省エネに関する事例・ノウハウ集の例

資源エネルギー庁「業界向け省エネルギー実施要領」
http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080804/080804.htm
財団法人省エネルギーセンター「省エネ技術データベース」
http://eccj06.eccj.or.jp/spill/index.html
近畿経済産業局「中小企業からの省エネの風」
http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/index.html

(出所) 各種資料を基にふくおかフィナンシャルグループ作成

特別税制 / 補助金

従来、省エネ活動の中心は「お金をかけない省エネ(=無駄な照明を消す等の日常での工夫)」が中心でしたが、これから効果的な省エネ活動のために必要になってくるのが、設備投資を伴う省エネ活動、つまり「省エネ投資」です。省エネ投資に対する優遇措置の代表的なものとして、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(略称:エネ革税制)があります。

エネ革税制とは、青色申告書を提出する法人又は個人が、省エネ設備等を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に

- ①普通償却に加えて基準取得価額(計算の基礎となる価額)の100%相当額を限度として償却できる特別償却

または

- ②基準取得価額の7%相当額の税額控除を受けることのできる制度です(ただし②は中小企業者等のみが利用可能です)。

特別税制以外にも、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「エネルギー使用合理化事業者支援事業(設備資金の1/3を補助)」など、様々な補助金が用意されています。

特別税制 / 補助金に関するホームページ
<http://www.eccj.or.jp/promote/06/index.html>

国内クレジット制度 / ESCO

省エネ投資をより効果的に実施するために活

用できる制度として、国内クレジット制度やESCOがあります(両制度の内容については、小報2008年12月号に掲載していますので、本稿では概要のみ紹介します)。

国内クレジット制度は昨年秋より試行が始まった国内排出量取引における排出量削減方法の一つで、大企業の資金を活用して中小企業が省エネ投資を行なうものです。一方、ESCO(Energy Service COmpanyの略)は、省エネルギーに対する包括的なサービスを提供する事業のことです。両制度に共通する特徴は、「大企業、専門業者が有する豊富な資金やノウハウを自社の省エネ投資に活用することができる制度である」ということです(図2、3)。

政府は両制度に対して補助金などの支援策を充実させており、またより強制力がある方式で

図2 国内クレジット制度の概要

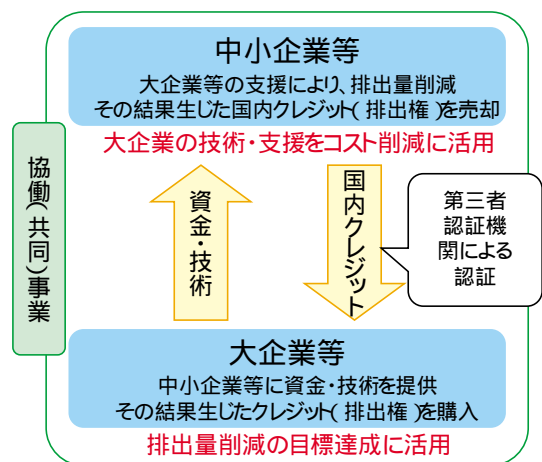
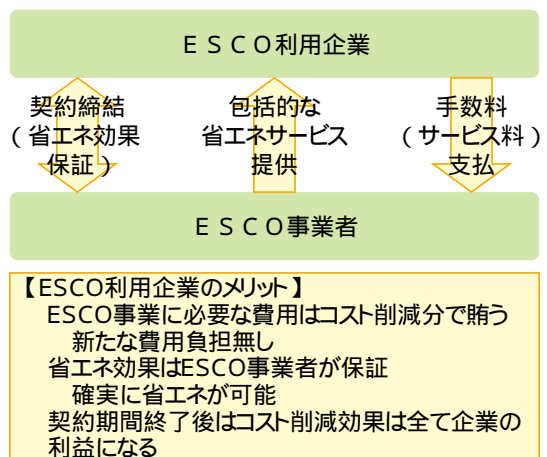


図3 ESCOの概要



(出所) 図2、3とも各種資料を基にふくおかフィナンシャルグループ作成

の国内排出量取引を導入する、という方針を打ち出していることから、今後両制度の利用拡大が期待されています。

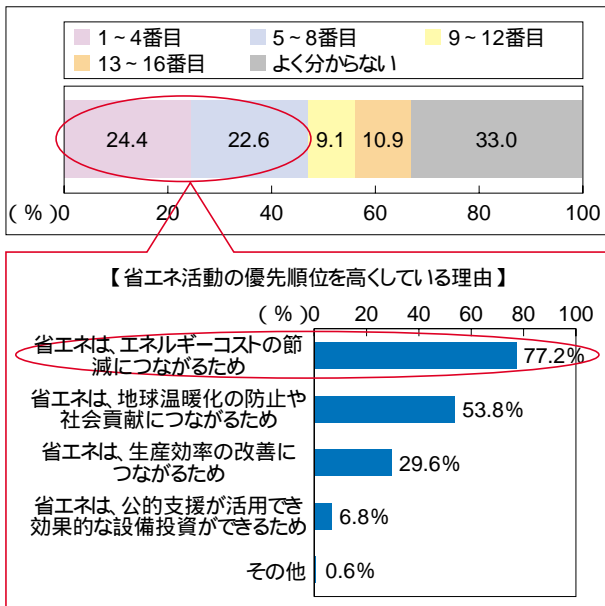
3. 省エネに対する企業の意識と事例

省エネ活動促進に向けては様々な制度が用意されていますが、実際、企業の経営者は省エネ活動に対してどのような意識を持っているのでしょうか。

前述の経済産業省が実施した中小企業経営者へのアンケートによると、全体の約5割が省エネ対策、燃料高対応を主要な経営課題として掲げています。そしてその理由の8割が「エネルギーコストの節減につながるため」と回答しています(図4)。

こうしたアンケートからも分かるとおり、企

図4 向こう3年程度の視点で経営を考える際に、以下にあげる16の経営課題のうち、「省エネルギー対策、燃料高対応」の優先順位



【16の経営課題】

① 新技術・新商品の開発	② 生産コストの削減・圧縮	③ 販路・市場の拡大やマーケティング	④ 情報化への対応
⑤ 国際化への対応	⑥ 人材の確保・育成	⑦ 後継者の確保・育成	⑧ 経営組織の見直し
⑨ 知的財産の管理と活用	⑩ 資金調達の円滑化	⑪ 外部経営資源の活用	⑫ 法規制への対応
⑬ 地球環境への対応	⑭ 省エネルギー対策、燃料高対応	⑮ 原材料高への対応	⑯ 新分野への進出

(出所) 省エネ化と「省エネ産業」の展開に関する研究会「省エネ化と「省エネ産業」の展開について」(09年3月)

(注) 上記研究会は資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の私的研究会

業にとって省エネ活動を行なう最も大きな動機は「コスト削減効果が期待できるため」と言うことができます。具体的には、省エネ活動を通して、

- ①エネルギー使用量削減
- ②社内での業務の無駄の発見と削減(=業務の効率化)

という2つの側面でのコスト削減効果が期待できます。

企業の取組み事例：東建工業株式会社

当社(本社：福岡県久留米市)は、主に建築・土木・不動産や産業廃棄物処理業、環境デューデリジェンス等を手がけている企業です。環境認証(エコアクション21)の取得に向けた取組みの一環として、省エネ活動に着手しています。

省エネ活動の実施にあたり、最初に重視したことは「従業員の意識付け」と「ムリ・ムダ・ムラをなくすこと」です。具体的には、毎月の電気使用量のグラフを掲示する「見える化運動」や、ゴミの分別を通して従業員の意識付けに取組んだほか、事務所内の照明の工夫(ダミー管や反射板の設置)や無駄な残業の廃止、作業の効率化、そして工場で使用している機械類のこまめなメンテナンスや電源のオン・オフなど「お金をかけない形」で省エネ活動に取り組んでいます(図5)。

図5 「見える化」とゴミの分別の様子



(出所) 東建工業提供

活動の結果、当社では電気使用量を前年比で35.4%削減することに成功しています。2年目以降は「削減したコストで賄える範囲」での新たな省エネ設備の導入により、更なる省エネ活動に取り組んでいます。

当社の取組みは平成19年度の福岡県エコ事業所登録事業所の電気使用量削減部門で最優秀賞を受賞するなど、高い評価を受けています。その結果、企業価値が高まり、新たな受注獲得に繋がっているほか、これまで蓄積してきたノウハウを活かして、温室効果ガスなど、環境問題の「見える化」を支援する事業に取り組むなど、当社の取組みは事業拡大にも貢献しています。

エコアクション21
環境省が創設した中小企業向け環境認証・登録制度

4. 省エネ活動拡大がもたらす効果

～省エネビジネス拡大の可能性について

これまでは主に「省エネ活動を実施する側」に立って制度や事例の紹介等を行なってきましたが、最後に、そうした企業の省エネ活動拡大がもたらすと期待される、「省エネビジネス」拡大の可能性について考察します。

省エネビジネスとは企業の省エネ活動のサポートをビジネスとして取り組む事業のことであり、代表的なものとしてESCOという省エネサービスが挙げられます。ただ、省エネビジネスはそれだけにとどまらず、LED照明などの省エネに貢献する機器の製造・販売やそうした機器のリースなども含めた幅広い領域に広がっています。

こうした省エネビジネスに関わる企業は、従来省エネ活動に積極的に取り組んできたのが大企業中心だったということもあり、一部の電機メーカーなどにとどまっています。しかし、今後省エネ活動の裾野が地場中小企業にまで広がっていくにつれ、省エネビジネス自体の裾野も拡大していくことが期待されます。一件あたり

の金額は小さいものの、裾野は広い地場企業の省エネ活動を通して発生するビジネスチャンスは、地場企業が強みを発揮できる領域だということもできます。

将来的には、地域での取組みで蓄積したノウハウを活かして海外、特に近年省エネを始めとした環境ビジネスへの需要が高まっている中国での事業拡大の可能性もあります。海外展開にあたっては制度面や価格面など様々な課題もありますが、九州には「市場との近接性」や、北九州市や九州環境・リサイクル産業プラザ九州経済産業局の全面的なサポートの下で九州の環境ビジネス振興に取り組む団体などを中心にこれまで様々な形で交流を持ってきた「実績」という強みがあります。こうした強みを活用することで、地場企業の省エネビジネスは国内だけにとどまらず海外でも拡大していく可能性を秘めています。

最後に

現在の厳しい経済環境下では、省エネ活動、特に省エネ投資に対する優先度が低くなっている企業が多数を占めているのが実情だと思われます。しかし、企業にとって省エネ活動とは、地球温暖化対策という意味以上に「コスト削減」という観点から重要な取組みです。省エネ活動を促進する制度が充実している今だからこそ、そうした制度を活用することで、より効果的な省エネ活動を実施し、強固な企業体質を構築することが可能となるのではないのでしょうか。

ふくおかフィナンシャルグループでは、そうした企業の皆様の取組みを、資金面だけでなく、情報提供や省エネ活動のサポートを行なう企業のご紹介などといった面からもサポートし、コスト削減を通じた経営改善に寄与するとともに、九州の省エネビジネスの発展に寄与するための取組みを進めてまいります。

(花谷禎昭)